

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月11日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金117,432円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成23年3月4日

(2) 事故発生場所

鳥取市気高町八束水地内

(3) 事故の状況

鳥取県埋蔵文化財センター所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。